

4 会広整監第24号

令和4年11月30日

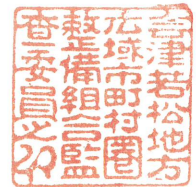
会津若松地方広域市町村圏整備組合

管理者 室 井 照 平 様

会津若松地方広域市町村圏整備組合

監査委員 菅 井 隆 雄

監査委員 後 藤 公 男



定期監査の結果について（報告）

下記のとおり会津若松地方広域市町村圏整備組合監査基準に準拠して定期監査を行ったので、地方自治法第199条第9項の規定によりその結果を報告します。

記

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

2 監査の対象

会津若松地方広域市町村圏整備組合（以下「整備組合」という。）

3 監査対象期間

令和3年度事務執行分

4 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める実務ガイドライン「監査等の着眼点」の「第1節 財務事務監査の着眼点」、「第2節 経営に係る事業管理監査の着眼点」、「第4節 工事監査等の着眼点」等に基づき、

財務事務の正確性及び合規性、経営に係る管理の経済性、効率性及び有効性、工事の適正性等について、監査を実施した。

5 監査実施内容

あらかじめ対象事業及び工事に係る関係資料の提出を求め、当該資料の精査によりさらなる調査、精査を必要とする調査事項を選定した上で、当該事項を中心に所属長の出席を求め、監査委員による対面監査において説明を聴取した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 書類審査

ア 実施場所 監査事務局内

イ 実施日 令和4年7月15日から同年10月5日まで

(2) 対面監査

ア 実施場所 会津若松市役所河東支所3階会議室

イ 実施日 令和4年10月6日

7 監査結果

事務の執行について、上記の着眼点により監査を実施した結果、一部の事務事業については、下記のとおり改善等の必要を認める事項があったが、それ以外の監査の対象となった事務事業については、法令に適合して、おおむね適正な事務処理がなされていた。また事務処理上留意すべき軽微な点等については、別途措置を促した。

(1) 指導事項

下記のとおり指導事項が認められたので、改善を図られたい。

○令和3年度の支払いに係る過払金について（用水供給課）

会計事務処理については、正確性を期すことは言うまでもな

いが、とりわけ公金の取扱いについては、その収入及び支出の執行にあたり十分精査を行い、過誤のないように努めなければならない。しかしながら、今回発覚した過払金については、用水供給課における令和3年度中の備用品購入、修繕及び委託業務の支払いに際し、2社の取引先に対して、それぞれに同額を重複して支払っていたものである。

1件目については、A社に対して、備用品購入等の請求に係る合計額686,711円を同じ振込明細書に2回記載したため、令和4年3月29日に重複して支払いを行ったものである。また、2件目については、B社に対し、委託料の請求額3,014,000円を振込明細書に記載し令和4年3月29日に支払った後に、再度、同額を振込明細書に記載し4月18日に支払ったものである。

用水供給課における支払いは、直接、振込依頼書とそれに添付する振込明細書により取扱金融機関から行っているが、2件とも振込明細書への二重記載が原因であり、当該事務を担当者一人に任せきりの状況など、事務の確認に不十分な執務体制であったことも要因の一つと考えられる。加えて、当該事務の課内における共有はもとより、業務マニュアルの作成や指示・連携体制が構築されておらず、管理面においても機能していなかったと言わざるを得ない。特に、2件目の過払金については、1件目が発覚した直後の誤りであり、少人数での体制、年度切り替えの繁忙時期であったとしても、何より公金を扱うといった緊張感に欠け、職場全体として何ら対策が講じられておらず、繰り返されたことは見過ごすことができない問題である。

さらに、統括的な立場にある整備組合事務局へ、今回の誤りについての報告がなされたのは、2件目が発生した4月18日より1カ月以上が経過した5月30日であり、連絡体制はもとより、危機管理に対する意識の低さも指摘せざるを得ない。

用水供給課は、平成21年の会津若松地方水道用水供給企業団の整備組合との統合により、その業務を引き継ぎ現在に至っている。整備組合事務局と庁舎が離れており、また、公営企業会計という一般会計とは別会計であることから、整備組合事務局に位置付けられながら、独自の会計システムを採用してきており、事務決裁区分などにおいても他の所属とは異なる取扱いが見受けられる。このような用水供給課の執務の独自性は、「課内のことは課内で処理していく」といった組織風土を生み、整備組合事務局との連絡体制もまた、不十分なものになっていったように見受けられる。

結果して過払金は全額返金されているが、A社については、金融機関への組戻し依頼の翌日であったものの、B社からの返金は取扱金融機関が異なることなどから約1カ月を要している。このことは取引先の2社はもとより、それぞれの金融機関に対しても組戻しの手続き等の負担をかけることとなり、かつ整備組合の信用の失墜にもつながったものである。

今回の不適切な処理については、用水供給課はもとより、整備組合においても、しっかりと原因と課題の把握に努め、二度と起こることのないよう万全な対策を講じ、改善を図られたい。

用水供給課からは、再発防止の対応策として業務マニュアル

の作成及び課内のチェック体制の強化、整備組合事務局との連絡・連携体制の改善、さらには会計システムの見直しを行う旨の報告を受けている。その中で、会計システムの見直しについては、システムでの振込明細書等の管理も可能となり、業務効率の向上に加え、チェック体制もまた改善が図られるものであり、遅きに失した感は否めないが、誤りのリスク回避には有効なことから、早急な対策を図られたい。また、整備組合事務局との連絡・連携体制については、報告や説明の機会を増やすとのことであったが、報告する内容等についても基準を明確にし、これまで以上に綿密な体制強化に努められたい。

今回の過払金の問題は、用水供給課の執務体制と整備組合における連絡体制の課題が浮き彫りとなった事案であり、これを契機と捉え、用水供給課をはじめ、総務課、環境センター、さらには消防本部においても、整備組合全体の共通した問題として、法令関係はもとより、人事、文書、財務等の管理の徹底に取り組まれたい。